《 天籟寺交番管内の事件事故発生状況 》

<u>수</u>	令和6年(10月末現在)										【暫定値】					
種別					刑法犯		窃盗犯						二七電話			
				切盆化			自転車盗		万引き		屋内盗		詐欺			
	戸畑署件数			295	(+45)	178	(+36)	87	(+17)	37	(+6)	3	(+3)	7	(-1O)	
		天	籟	寺	15	(+4)	7	(+2)	5	(+2)	1	(±0)	0	(±O)		
校区別	ξ [大		谷	15	(+3)	3	(-1)	1	(±0)	1	(±0)	0	(±0)		
	<u>.</u>	_	·	枝	11	(+2)	6	(+2)	თ	(+3)	2	(+1)	0	(±O)		
		鞘	ケ	谷	13	(+7)	4	(+3)	2	(+2)	2	(+1)	0	(±O)		

令和6年(10月末現在)

	種別	人身交通事故										
				飲酒		高	储者1当	自転車				
F	地署件数	194	(-4)	1	(±0)	40	(-17)	28	(+3)			
校区別	天額寺大谷大谷	66	(-12)	0	(±O)	13	(-1O)	12	(+1)			



- 安易に留守日時などを伝えない
- 身分証を確認し、相手が名乗った事務所に確認しましょう

交番からのおしらせ

自転車のスマホー酒気帯び罰則強化!!

令和6年11月1日道路交通法の改正により、自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました。

- 運転中の「ながらスマホ」
 - スマートフォンなどを手で保持し、自転車に乗りながら通話したり、画面を注視する行為
 - ・違反者……6月以下の懲役または10万円以下の罰金
 - ・交通の危険を生じさせた場合……… | 年以下の懲役または30万円以下の罰金
- 酒気帯び運転および幇助
 - 自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗、自転車の提供
 - ・違反者……3年以下の懲役または50万円以下の罰金
 - ・自転車の提供者……3年以下の懲役または50万円以下の罰金
 - ・酒類の提供者・同乗者……2年以下の懲役または30万円以下の罰金

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。